

教育委員会会議 平成28年3月定例会 会議録

日 時	平成28年3月24日 (木) 13:30 開会 15:30 閉会	会 場	教育委員会室
出席委員	真木 源 長江 真理子 森 尚美 寺元 貴幸		
出席職員	和田学校教育部長 松尾生涯学習部長 忠政こども保健部長		
	戸田学校教育部次長(兼)企画調整官(兼)教育総務課長 朝田生涯学習部企画調整官		
	後藤生涯学習部次長(兼)スポーツ課長		
	織田こども保健部次長(兼)こども課長 松本学校教育課長		
	本澤保健給食課主幹 鈴木生涯学習課主幹 谷口図書館長		
	小坂田生涯学習部次長(兼)文化課長 尾島津山市史編さん室長 仁木教育総務課主査		
	芦田教育総務課主査		
議 事	案 件	担 当 課	
1.開会 2.委員長あいさつ 3.会議録署名者 について 4.前会会議録の 承認 5.教育長等の 報告 6.議 事 (1)議 案	<p>平成28年度教育行政重点施策について (教育総務課)</p> <p>津山市教育委員会の教育行政に関する相談に関する事務の処理に関する要綱の制定について (教育総務課)</p> <p>津山市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則について (学校教育課)</p> <p>津山市立学校に勤務する県費負担教職員の「教職員の育成・評価システム」に係る苦情相談及び苦情処理に関する要綱の廃止について (学校教育課)</p> <p>津山市社会教育委員の委嘱について (生涯学習課)</p> <p>津山市青少年育成指導委員の委嘱について (生涯学習課)</p> <p>津山市美術館・博物館基本構想の策定について (文化課)</p> <p>津山市文化振興ビジョンの策定について (文化課)</p> <p>津山洋学資料館協議会委員の任命について (文化課)</p> <p>津山市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課)</p>		
(2)報 告	<p>市議会3月定例会の質問答弁について (各 課)</p> <p>第4次津山市生涯学習推進計画の策定について (生涯学習課)</p> <p>第68回優良公民館表彰受賞について (生涯学習課)</p> <p>津山市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について (こども課)</p> <p>津山市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の制定について (こども課)</p> <p>東日本大震災被災者の幼稚園入園の取り扱いの変更について (こども課)</p>		
7.その他 (1)各課からの お知らせ	<p>第24回津山加茂郷フルマラソン全国大会について (スポーツ課)</p> <p>久米保育所の認定こども園への移行について (こども課)</p>		
(2)次回定例会の 開催について	<p>津山市教育委員会会議4月定例会の日程について 平成28年4月28日(木)午後1時30分から</p>		
(3)その他			
8.閉会			

傍聴者 0名

教育委員会会議 平成 28 年 3 月定例会 会議録

(13 : 30)

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第 15 条 2 項の規定による。

4. 前会議録の承認

全員賛成

5. 教育長等の報告

今回は該当なし

6. 議事

(1) 議案

平成 28 年度教育行政重点施策について (教育総務課)

概要説明

2 月の教育委員協議会以降にご指摘のあった内容を一覧表にしている。殆どが字句等の修正である。その他に P10 教師力向上対策事業の事業概要中に教師力向上の記述がなく分かりにくいいため、「「つやまっ子の学びを高めるための“3 つの提案と 6 つの取組”」の推進のため、授業改善を進め、市教育委員会指定研究校を拡充し、校内研究の充実と研究成果の市全体への共有を図ります」という文言を「市教育委員会指定研究校を拡充し、校内研究の充実と研究成果の市全体への共有を行うことで、教師の指導力向上に取り組みます」に変更している。修正後のものは別冊資料のとおり。なお、今後は平成 28 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書を作成する際の基本的な項目として取り扱っていく予定である。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市教育委員会の教育行政に関する相談に関する事務の処理に関する要綱の制定について (教育総務課)

概要説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条第 8 項の規定に基づき、津山市教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定等について、必要な事項を定める。同項で規定されている「相談に関する事務を行う」とは、必ずしも指定された職員が相談のすべてに直接対応することまでを求めるものではなく、関係部署に引き継ぐことも含まれている。相談に対して、いわゆるたらい回しなどが無いようにし、迅速かつ適正な対応を図ろうとするもので、そのために相談に関する事務を行う職員を指定することとされている。津山市教育委員会では、この指定が規定されていなかったため、今回指定を行うもの。なお、職員の指定については、必ずしも個々の職員を指定する必要はなく、「課 係」といった指定でもよいことから、相談に関する事務を行うものは「教育総務課」とするもの。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則について (学校教育課)

概要説明

津山市心身障害児就学指導委員会を津山市教育支援委員会に名称変更するため、津山市執行機関の付属機関設置条例が 3 月市議会において議決された。それに伴い津山市心身障害児就学指導委員会規則について所要の改正を行うもの。主な改正は、津山市心身障害児就学指導委員会を津山市教育支援委員会に名称変更する。津山市教育支援委員会では、津山市心身障害児就学指導委員会が行っていた心身障害の種類及び程度の判定並びに適正な就学指導のみならず、教育支援全般についての答申を行うことができ

るよう任務を拡充する。専門部会を廃止し、津山市教育支援委員会から付託された調査を行うため教育支援専門員を置くことができるようにする。その他所要の改正を行うもの。
全員の挙手により原案通り可決承認

津山市立学校に勤務する県費負担教職員の「教職員の育成・評価システム」に係る苦情相談及び苦情処理に関する要綱の廃止について（学校教育課）

概要説明

平成 28 年 4 月 1 日から、県費負担教職員の人事評価制度の本格実施に伴い、津山市立学校に勤務するすべての県費負担教職員の人事評価に関する苦情相談及び苦情処理を行うための要綱(内規)を新たに制定するため、津山市立学校に勤務する県費負担教職員の「教職員の育成・評価システム」に係る苦情相談及び苦情処理に関する要綱(訓令)を廃止する。廃止理由は、新たに制定する、津山市立学校に勤務する県費負担教職員の人事評価制度に係る苦情相談及び苦情処理に関する要綱を岡山県教育委員会及び主な他市町村の取扱いと統一し、内規とするため。なお、新たに定める要綱は別紙のとおり。
全員の挙手により原案通り可決承認

津山市社会教育委員の委嘱について（生涯学習課）

概要説明

社会教育法第 15 条及び津山市社会教育委員条例第 2 条の規定に基づき、津山市社会教育委員 10 名を委嘱する。委員の任期満了によるもの。委嘱期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。なお、うち 2 名については選出団体である津山市 PTA 連合会及び津山市体育協会の役員が決定次第お諮りする。委嘱期間は今回の 8 名の委員と同期間とすることについてもご承認いただきたい。
全員の挙手により原案通り可決承認

津山市青少年育成指導委員の委嘱について（生涯学習課）

概要説明

津山市青少年育成センター条例施行規則第 9 条の規定に基づき、津山市青少年育成指導委員 180 名を委嘱する。委員の任期満了によるもの。委嘱期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。同規則では委員は 230 名以内と規定されており、新たに委員を委嘱する場合は随時お諮りする。
全員の挙手により原案通り可決承認

津山市美術館・博物館基本構想の策定について（文化課）

概要説明

津山市美術館・博物館基本構想(案)の内容については、先月の教育委員協議会でご説明した。その後、市内部で字句の修正、章立ての一部変更など若干の調整があった。構成は、1.背景、2.基本方針、3.事業活動計画、4.施設構成、5.管理運営計画、6.事業推進の 6 章で構成している。1.背景では、現状と課題について、美術館設置に関する市民の要望、市有美術品の展示の機会不足、市中に眠る美術品等の保全対策等の課題と現状、これまでの取り組みについて、記載している。これまでの取り組みでは、津山市文化施設検討懇談会から美術館を設置すべしとの報告がなされ、その後、津山市美術館構想審議会での 8 回の審議を経て答申があり、津山市第 5 次総合計画で事業採択され、同構想を策定することに至った経緯を記載している。また、文化芸術、歴史の継承、市民の鑑賞機会の充実と市民活動の促進、郷土博物館の老朽化と機能不足等 5 つの使命と必要性により、郷土博物館との統合施設とすることが必要とした。2.基本方針では、整備目的と 5 つの基本方針を説明している。基本方針は、芸術、文化、歴史の保全、継承、活用、郷土愛の醸成と創造力の育成、教育機関との連携等を掲げている。3.事業活動計画は、展示事業、調査研究事業、教育普及・連携事業、広報活動である。4.施設構成では、建設候補地は 5 つの条件から城下地区を重点候補地としている。その中で課題と条件として、城下地区の景観の配慮、旧津山市役所（郷土博物館）の改修整備等がある。規模については、人口 10 万人前後の全国の公立美術館を参考に、2,000 m²前後の延床面積を有する美術館機能の規模が適切であるとしている。現在の郷土博物館の延床面積は 1,997 m²であり、合算すると約 4,000 m²になるが、津山市公共施設白書との整合性を図り、財政的に継続運営が可能な施設規模を考えていく。機能は、展示、収蔵等の他に、ライブラリ機能や講義室・ワークショップ室、気軽に利用してもらえる無料ゾーンや休憩エリア、市民ギャラリーや活動スペース等を設ける。5.管理運営計画は、効率的、効果的な方法を考慮し、長期的視野に立った運営体制の構築のために、市直営方式あるいは、市直営方式に一部民間委託を加えた方式、又は指定管理の 3 方式から検討していく。6.事業推進では、推進体制の早期構築、美術系学芸員の配置、機運の

醸成を図るためソフト事業を展開していく。開館までのスケジュールは、基本構想が承認された後、城下地区での用地の選定、確保にあわせて、実施計画を策定し、設計、建設工事、開設準備等に取り組むこととなる。この構想が承認された後は、市長に報告し、関係機関・関係課に周知し、ホームページ等で公表を行う。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市文化振興ビジョンの策定について（文化課）

概要説明

津山市文化振興ビジョンの策定については、先月の教育委員協議会でご説明した。その後パブリックコメントを実施しており、3件のご意見をいただいた。それらを含め若干の語句の修正を行っている。津山市文化振興ビジョンは第1期が平成22年に策定され、平成27年度に期間が終了したが、このビジョンを改定し、新たな津山市文化振興ビジョンを平成28年度から平成37年度までの期間で策定することとなった。策定にあたり、文化振興ビジョン検討委員会を設置し、3回の審議を行い、津山市文化振興ビジョン（案）が策定された。構成は、5つの章で構成している。資料の網掛け部分が今回改定された箇所となる。主な内容は、第1章では、第5次総合計画を上位とし、ビジョンの期間は第5次総合計画に合わせた10年間として、平成31年度に見直しを行う。岡山県の「おかやま文化振興ビジョン」に示される分野と同一の範囲を取り上げる。第2章では、本市の文化行政の現状5つを記している。第3章では、本市の文化行政の課題として、文化を支えていくための担い手や団体の育成・支援の必要性、芸術祭など優秀な芸術を身近に感じることができる機会の必要性等を記している。第4章の本市の文化行政の基本方針として7項目を掲げたうち、今回新たなものとしては、子どもや若者が本物の文化芸術や地域の文化財に触れ、豊かな創造性を育む機会の充実に努めること、文化的集積を観光をはじめとする産業振興の一助とし、文化と産業が一体となったまちづくりを目指すこととしたことである。第5章では、5項目のうち今回新たなものは、個々の文化芸術活動を創造的に発展させるため、地域と人を文化でつなぐ人材育成事業の推進に努めること、市民が身近に本物の美術に触れることのできる機会の提供や美術館機能を備えた拠点施設等の整備・充実に努めること等である。また、本編の後ろ（資料P13以降）には資料編として現在の文化施設、文化財を掲載している。このビジョンが承認された後に、市長に報告し、関係機関・関係課に周知し、ホームページ等で公表を行う。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山洋学資料館協議会委員の任命について（文化課）

概要説明

博物館法第20条及び津山洋学資料館設置条例第11条の規程に基づき、津山洋学資料館協議会委員6名を任命する。委員の任期満了によるもので、うち1名が新任。任命期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日まで。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市スポーツ推進委員の委嘱について（スポーツ課）

概要説明

スポーツ基本法第32条第1項、津山市スポーツ推進委員に関する規則第1条及び第4条に基づき、津山市スポーツ推進委員61名を委嘱する。委員の任期満了によるもの。委嘱期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日まで。同委員は75歳が定年とされており、今回4名が75歳となり委員を辞めている。また、新たな委員は61名の中で1名である。

全員の挙手により原案通り可決承認

(2) 報告

市議会3月定例会の質問答弁について（各課）

概要説明

（学校教育部）

各課からとあるが、部単位で報告する。平成28年3月議会は2月29日開会、一般質問は3月7日から11日までの間行われ、3月14日総務文教委員会が開催され、昨日3月23日に閉会となっている。今回は公明党が代表質問された他、21人の議員から個人質問があった。学校教育部に対しては、10人の議員から質問があった。今回の質問の特徴的なことは、学校給食に関する質問が多数寄せられたことであ

る。これは、議会直前に食材への異物混入があったことが影響していると思われる。その他、郷土愛や学力の向上に関する質問があった。代表的なものを紹介する。幼少期からの道徳教育や郷土学習、地域社会全体での教育の重要性について、給食食材への異物混入に関する経過等について、津山市の小中学校の学力の傾向と問題点についての質問であった。

(以上の質問に係る答弁を資料により説明)

(生涯学習部)

生涯学習部に対しては8人の議員から質問があった。公明党の代表質問では、大学卒業者等の奨学金返還金補助制度の概要及び進捗状況について質問があった。その他に、大会誘致によるスポーツ振興や交流人口増への取り組みについて、スポーツロジの位置づけと老朽化等への対処について、グラスハウスを指定管理に付すにあたり、指定管理料が3,000万円増額されていることについて、赤字経営である「ミズノグループ共同企業体」を相手方に指定管理者を募集した理由について、岡山県からの譲与契約書の内容や取り扱い、また状況の是正や「廃止問題」について、市長が先頭に立って県と協議していくべきではないか、家庭教育・地域教育・学校教育の連携の必要性について、美術館について郷土博物館との複合施設はどのような相乗効果が期待できるのか、また、今後の整備スケジュールはどうなるのか、美術系学芸員を先行採用し、美術館整備に向けた市民的な盛り上げを図っていくべきではないか、津山市体育協会が支部の廃止、統合を強制する中味について、「歴史文化基本構想」の内容についての質問があった。

(以上の質問に係る答弁を資料により説明)

(こども保健部)

こども保健部では、津山地区に建設する2園の幼稚園の建設場所が決定したことに伴い、4名の議員から質問があった。内容としては、決定理由、手続き方法、ファシリティマネジメントの観点からの方向性や、通園手段について、保護者支援等についてである。質問のなかで特徴的なものは、建設場所決定の優位性は何か、幼稚園と公民館の特徴を考慮した整備について幼稚園は教育の場ということで、不特定な人の出入りは十分な対策が必要であり、公民館は不特定な人が気軽に利活用できる施設と思うが、このあたりの整備はどのように図るのか、再構築後は現在の園の在園児はどうやってそこへ通園すればいいのか、新設の幼稚園2園が開園する時期に入園することになる園児については、途中で園が変わることになるが、園児や保護者に対して、どう対応しようと考えているのかといった質問があった。

(以上の質問に係る答弁を資料により説明)

第4次津山市生涯学習推進計画の策定について(生涯学習課)

概要説明

教育委員の皆様からもご意見をいただき、第4次津山市生涯学習推進計画を3月に策定した。この度の計画は平成28年度から平成37年度を計画期間としている。基本理念は「学ぶ・活かす・つなぐ・創る」～笑顔でつなぐ ひとつづくり 街づくり～である。本市がめざす生涯学習社会の実現に向けて、学ぶ、活かす、つなぐ、創るの4つの基本目標を掲げており、それぞれ基本目標ごとに計画を立てている。また、計画推進のため8項目の数値目標を設定している。詳細については資料のとおり。

第68回優良公民館表彰受賞について(生涯学習課)

概要説明

津山市城西公民館が3月3日(木)に文部科学大臣から「第68回優良公民館表彰」を受けたので報告するもの。本年度の表彰は、全国で77館であり、岡山県では津山市城西公民館と備前市立伊里(いり)公民館の2館が受賞した。

津山市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について(こども課)

概要説明

平成28年度4月以降の幼稚園保育料の見直し及び平成28年度4月から実施する第3子以降保育料無償化事業に対応するため規則の改正をするもの。平成28年度幼稚園保育料は資料P93のとおり、市町村民税額により第1階層から第6階層まで定めている。平成27年度は第4階層以降は全ての階層が6,800円であったが、平成28年度は第4階層6,800円、第5階層7,400円、上限となる第6階層は7,800円と改正する。また、第3子以降保育料無償化事業については、国も制度を改正し、年収360万円以下の世帯に対して、多子軽減における年齢の上限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無償化する。また、

ひとり親世帯等では、第1子を半額、第2子以降を無償化とすることとした。この度、市では、第1子と数える最年長児の年齢制限と国の定める年収360万円以下とされる所得制限を撤廃し、第3子以降の保育料を無償化することとした。なお、多子世帯の算定の対象となる子の条件は、保護者と認定する者と生計を一つにする場合としている。

津山市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の制定について（こども課）

概要説明

平成28年4月から、勝北風の子こども園が認定こども園となり、幼稚園型一時預かり事業を実施することに伴い、津山市幼稚園型一時預かり事業実施要綱を定めるもの。なお、現在、公立幼稚園については、鶴山幼稚園、東幼稚園、加茂幼稚園の3園で一時預かり事業を実施しているが、こちらは別の条例により実施している。今回の一時預かり事業の内容について、利用できる時間と料金は、教育標準時間終了後から16時30分迄は、1回につき400円、夏休み等の長期休業期間中は、8時30分から16時30分迄で1回800円。また、16時30分以降の利用については、別途負担金を設定している。利用回数は、月12日までとする。また、私立施設が同様の一時預かり事業を実施する場合には、予算の範囲内において実施事業者へ補助を行うこととする。

東日本大震災被災者の幼稚園入園の取り扱いの変更について（こども課）

概要説明

現在津山市では、東日本大震災における被災児童が幼稚園に入園した場合、平成27年度末を限度として保育料等を免除することとしているが、この度、国の制度の免除期間が延長されることに伴い、市においても免除期間を1年間延長し、平成28年度末までとするもの。

7. その他

(1) 各課からのお知らせ

第24回津山加茂郷フルマラソン全国大会について（スポーツ課）

概要説明

4月17日に開催される第24回津山加茂郷フルマラソン全国大会の参加申し込み状況について報告する。全体で2,066名の参加申し込みがあり、その内、フルマラソンは1,734名と概ね例年並みとなっている。

久米保育所の認定こども園への移行について（こども課）

概要説明

幼稚園再構築計画の中で、久米地区では、現在の久米保育所を平成29年度から幼保連携型認定こども園に移行することとしていたが、移行する施設類型を保育所型認定こども園に変更した。変更理由は、公立学校の管理・運営を包括的に民間委託することは学校教育法上認められていない中、国が幼保連携型認定こども園を学校施設と定義したため、現行の公設民営による運営方式を継続するために保育所型に変更する。幼保連携型と保育所型の違いについては、幼保連携型は学校かつ児童福祉施設であり、保育所型は児童福祉施設で、保育所に幼稚園機能を併せもった施設である。職員の資格要件については、幼保連携型は幼稚園教諭と保育士の両方の資格・免許を要するが、保育所型は保育士資格のみを要することとされている。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議4月定例会を、平成28年4月28日(木)午後1時30分から開催。
全員賛成により決定。

(3) その他（なし）

8. 閉会

(15:30)